株　主　各　位

証券コード　7150
平成27年６月５日
松江市東本町二丁目35番地
株式会社 島根銀行
代表取締役頭取 山　根　良　夫

第165期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当行第165期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. 場　所　島根県松江市朝日町485番地８　**当行　松江駅前支店（５階大会議室）**
3. 目的事項

報告事項

１．第165期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
２．第165期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

（お 願 い）当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
（お知らせ）株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http：//www.shimagin.co.jp）に掲載させていただきます。

添　付　書　類

第165期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主な事業内容）

当行は、預金業務、貸出業務、国際業務、証券業務、内国為替業務の他に、代理業務、証券投資信託・損害保険商品・生命保険商品の窓口販売業務、市場誘導業務などの附帯業務を行っております。

（金融経済環境）

平成26年度のわが国の金融経済は、日本銀行による異次元金融緩和の継続・原油価格の大幅な下落などを背景とした拡大や、安倍政権下での積極的な経済政策のもと、企業収益が改善するなかで、雇用・所得環境も改善するなど、緩やかな景気回復基調が続きました。

市場金利は、10年国債金利が一時0.2％になるなど年間を通じて低水準で推移しました。為替は、12月上旬に、平成19年７月以来となる1ドル121円台まで円安が進むなど、円安基調で推移しました。また、日経平均株価は、終値で３月23日に15年ぶりの高値となる19,754円を付けるなど上昇基調となりました。

当地山陰においても、雇用・所得にも改善の動きが見られ、個人消費や住宅投資も、消費税の駆け込み需要の反動が和らぐなど、景気は、緩やかな回復基調が続きました。

（事業の経過及び成果）

当行の第165期の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました結果、次のようになりました。

預金につきましては、公金預金が減少しましたが、個人預金、法人預金ともに増加したことなどから、全体では期中43億円増加し3,540億円となりました。

また、貸出金は、法人向け貸出金や地公体向け貸出金が増加したことなどから、全体では期中104億円増加し2,599億円となりました。

有価証券は、社債が減少した一方で受益証券が増加したことから、全体で期中46億円増加し1,038億円となりました。

損益面につきましては、役務取引等収益が増加しましたが、有価証券関係収益や、貸出金

利回りの低下を主因として貸出金利息が減少したことなどから、経常収益全体では前期比629百万円減少し8,004百万円となりました。一方、経常費用は、営業経費が増加しましたが、与信関連費用が減少したことなどから、全体では前期比163百万円減少し6,764百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比465百万円減少し1,239百万円となりました。

特別損益は、本店建替損失引当金を特別損失として計上したことなどから、前期比296百万円減少し△303百万円となり、また、法人税等及び法人税等調整額の法人税等合計は、前期比616百万円減少し、317百万円となったことから、当期純利益は、前期比145百万円減少し618百万円となりました。

人員につきましては、前期末比６名減少の427名（うち出向30名）となっております。

店舗につきましては、前期末同様34か店であり、店舗外現金自動設備は前期末比６か所減少し32か所となっております。

(対処すべき課題)

当行は、平成25年度よりスタートした中期経営計画「元気大集合」（平成25年４月～平成28年３月）に掲げる施策を役職員一丸となり着実に実施してまいりました。

本計画の最終年度、当行の創業100周年となります平成27年度におきましても、本計画に基づき、引き続きフェイス・トゥー・フェイスの精神の下、地域密着型金融をより一層強化し、お客さまの各種ニーズへのスピーディーな対応により地域の活性化に寄与できる銀行を目指してまいります。

また、本計画に基づき策定した「地域密着型金融の推進に向けた取組み（平成25年度～平成27年度）」に沿って、成長業種の支援や、地域経済の将来を担う若手経営者の皆さまの育成支援、中小企業金融円滑化法の期限到来後における中小企業や個人事業主のお客さまへのより一層のコンサルティング機能を発揮して、経営改善支援強化などを積極的に行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

この他、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまなどステークホルダーの皆さまからの様々なご期待にお応えできるよう、地域貢献や地域環境の保全など、社会貢献活動についても積極的に推進してまいりますとともに、地方創生への取組みや、コーポレートガバナンス・コードへの対応、会社法及び金融商品取引法などの法規制への対応を含め、お客さまのニーズを第一義とした取組みに努め、地域金融機関としての使命と役割を認識し、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	3,338	3,422	3,497	3,540
定期性預金	2,164	2,194	2,309	2,302
その他	1,174	1,228	1,187	1,238
貸出金	2,398	2,424	2,495	2,599
個人向け	789	823	859	864
中小企業向け	1,101	1,094	1,092	1,092
その他	507	506	543	642
有価証券	932	981	992	1,038
国債	463	509	513	514
その他	469	472	478	523
総資産	3,570	3,753	3,908	4,037
内国為替取扱高	8,074	8,062	7,647	7,643
外国為替取扱高	5百万ドル	3百万ドル	2百万ドル	2百万ドル
経常利益	951百万円	1,318百万円	1,704百万円	1,239百万円
当期純利益	658百万円	696百万円	763百万円	618百万円
1株当たり当期純利益	118円45銭	125円35銭	137円37銭	111円19銭

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	427人	433人
平均年齢	38年５月	38年８月
平均勤続年数	15年４月	15年６月
平均給与月額	295千円	288千円

(注) １．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
２．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
３．平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。
４．上記のうち、当期末における出向使用人数は30名であります。

	当年度末		前年度末	
	本部部門	営業部門	本部部門	営業部門
使用人数	103人	324人	106人	327人

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
	店　うち出張所	店　うち出張所
島根県	25　(　5)	25　(　5)
鳥取県	9　(　4)	9　(　4)
合計	34　(　9)	34　(　9)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を32か所（前年度末38か所）及びコンビニエンスストア内等でご利用いただける株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を21,056台（前年度末19,514台）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備13,204台（前年度末13,000台）、それぞれ設置しております。

ロ．当年度新設営業所

該当事項はありません。

（注）当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

・店舗外現金自動設備の新設

出雲支店　イオン天神店出張所（出雲市）

・店舗外現金自動設備の廃止

本店営業部　松江市立病院出張所（松江市）
出雲支店　イオン出雲店出張所（出雲市）
出雲支店　出雲市役所出張所（出雲市）
大田支店　大田市役所出張所（大田市）
境支店　境港市役所出張所（境港市）
倉吉支店　海田西町日の丸自動車出張所（倉吉市）
鳥取支店　日の丸自動車出張所（鳥取市）

ハ．銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	2,087

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
本　店　ビ　ル　新　築	1,944

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
松江リース株式会社	松江市西津田一丁目5番18号	一般諸機械器具及び設備等の動産のリースならびに売買･融資､手形の割引及び債務の保証業務･前項に附随又は関連する一切の業務	昭和56年4月25日	268百万円	98.50%	子会社
しまぎんユーシーカード株式会社	松江市朝日町485番地8	クレジットカード業務･金銭貸付業務･信用保証業務･有価証券の保有･信用調査業務･前項に付帯又は関連する一切の業務	平成９年10月22日	30百万円	5.00%	関連法人等

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4．中国総合信用株式会社（中国地区第二地銀協地銀等の共同出資により設立）において中国地区第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6．株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出および預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
田頭基典	取締役会長(代表取締役)		
山根良夫	取締役頭取(代表取締役)		
鈴木良夫	常務取締役		
小谷栄	常務取締役		
青山泰之	常務取締役		
若槻明彦	取締役		
飯塚貴久	取締役		
上野豊明	取締役(社外取締役)		
濱田寛	常勤監査役		
周藤滋	監査役(社外監査役)	弁護士	
石原明男	監査役(社外監査役)	税理士	
岡崎勝彦	監査役(社外監査役)	大学教授	

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	9	213(120)
監査役	4	24(3)
計	13	238(124)

(注) 1．( ) 内は、報酬以外の金額であります。
2．「報酬等」には役員退職慰労引当金として費用処理した額及び平成27年６月26日開催の第165期定時株主総会において承認された場合の退任取締役への退職慰労金を含んでおります。
使用人兼務役員の使用人給与相当額15百万円（うち、報酬以外の金額１百万円）は含んでおりません。
3．「支給人数」「報酬等」には、平成26年６月27日開催の第164期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役１名の報酬及び退職慰労金を含んでおります。
4．平成５年６月29日開催の第143期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額900万円以内（但し、使用人給与相当額は含まれておりません）、平成７年６月29日開催の第145期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額180万円以内と決議をいただいております。
5．平成22年６月25日開催の第160期定時株主総会において、社宅提供費用を取締役に対する金銭以外の報酬として、月額15万円以内と決議をいただいております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
上　野　豊　明	該当事項はありません。
周　藤　　滋	周藤滋法律事務所　弁護士
石　原　明　男	石原明男税理士事務所　税理士
岡　崎　勝　彦	島根大学名誉教授、愛知学院大学大学院教授

(注) 取締役　上野豊明氏ならびに監査役　周藤滋氏、石原明男氏及び岡崎勝彦氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
上　野　豊　明	10ヶ月 (平成26年 6月27日就任)	平成26年6月27日の就任後に開催された取締役会12回の全てに出席しております。	長年の金融行政経験や他の金融機関での監事経験で培われた豊富な知識からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
周　藤　　滋	19年10ヶ月 (平成7年 6月29日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
石　原　明　男	8年10ヶ月 (平成18年 6月28日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
岡　崎　勝　彦	8年10ヶ月 (平成18年 6月28日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	学識経験者(大学教授)としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	11 (1)	—

(注) 1．(　) 内は、報酬以外の金額であります。
2．銀行から受けている報酬等には、役員退職慰労引当金として費用処理した額 1 百万円が含まれております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

（1）株式数　　発行可能株式総数　18,600千株
発行済株式の総数　5,576千株

（2）当年度末株主数　　4,590名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	310	5.59
島根銀行職員持株会	287	5.16
全国保証株式会社	86	1.56
富士通株式会社	80	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	71	1.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	46	0.84
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	45	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	45	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	43	0.78

（注）1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（18,191株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 脇田　勝裕 指定有限責任社員 桃原　一也	42	―

(注) 1．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．会計監査人に、当行及び当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、42百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人が、継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、解任又は不再任に関する議案を、監査役会の同意を得た上で株主総会に上程する方針です。

(注)　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

８．業務の適正を確保する体制

当行は「内部統制システムの構築に係る基本方針」について、平成27年３月31日開催の取締役会において、下記のとおり決議しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程（基本方針）及びコンプライアンス・マニュアル（遵守基準、具体的な手続・手順）を定める。

②代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

③コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に１回取締役会に報告する。

④取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。

⑤組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関（顧問弁護士）を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。

⑥利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。

⑦反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。

⑧監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

⑨経営上重大な危機（不正、法令違反等）が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
⑩財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
⑪金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
⑫内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。
ア．株主総会議事録
イ．取締役会議事録
ウ．経営会議議事録
エ．業務監査会議議事録
オ．株主総会議事録謄本
②前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

（3）損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①当行の業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。

ア．信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

イ．市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産、負債（オフバランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク

ⅰ．金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク

ⅱ．為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク

ⅲ．価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク

ウ．流動性リスク

運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク

エ．オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク

ⅰ．事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク

ii．システムリスク
　コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

iii．法務リスク
　法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク

iv．人的リスク
　人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク

v ．有形資産リスク
　災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産（設備什器等）、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク

vi．風評リスク
　風説・風評から顧客やマーケット等において評判が悪化することにより損失を被るリスク

②統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。

③統合的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に 1 回取締役会に報告する。また、統合的に管理するための具体的な施策として、「統合的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について四半期に 1 回取締役会に報告する。

④経営上重大な危機（地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等）が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議においての議論を経て決定する。

②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社及び関連会社（以下、子会社等という。）における業務の適正を確保するため、子会社等の経営管理については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について対応・協議する。

②子会社等における監査は、法令等に抵触しない範囲において業務監査室が実施し、監査結果については遅滞なく業務監査会議に報告する体制を構築する。

③業務監査室は子会社等が法令違反やその他コンプライアンス上問題あると認めた場合には、速やかに代表取締役等に報告するとともに、遅滞なく取締役会等に報告し、是正・改善に向けた対応を講ずる体制を構築する。

④子会社等においても業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から監査役補助者を配置する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立を確保する。

②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

②前号の報告としての主なものは以下のとおり。

ア．コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況

イ．業務監査室における経営監査、拠点監査の状況

ウ．重要な会計方針及び会計基準変更

エ．業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
オ．内部通報システムの運用及び通報の内容
カ．行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

②監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。

③監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

9．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10．その他

該当事項はありません。

第165期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**25,686**	**預金**	**354,057**
現金	3,695	当座預金	8,631
預け金	21,990	普通預金	98,590
買入金銭債権	**499**	貯蓄預金	2,945
有価証券	**103,842**	通知預金	12,190
国債	51,493	定期預金	227,432
地方債	3,122	定期積金	2,813
社債	22,428	その他の預金	1,454
株式	6,938	**借用金**	**15,701**
その他の証券	19,859	借入金	15,701
貸出金	**259,975**	**社債**	**1,500**
割引手形	1,107	**その他負債**	**1,178**
手形貸付	12,305	未決済為替借	63
証書貸付	209,686	未払法人税等	17
当座貸越	36,875	未払費用	702
外国為替	**5**	前受収益	125
外国他店預け	5	給付補填備金	0
その他資産	**817**	金融派生商品	9
未決済為替貸	25	リース債務	130
前払費用	26	資産除去債務	53
未収収益	486	その他の負債	75
その他の資産	278	**退職給付引当金**	**4**
有形固定資産	**6,952**	**役員退職慰労引当金**	**247**
建物	774	**睡眠預金払戻損失引当金**	**18**
土地	3,918	**偶発損失引当金**	**77**
リース資産	79	**本店建替損失引当金**	**298**
建設仮勘定	2,030	**繰延税金負債**	**1,587**
その他の有形固定資産	149	**再評価に係る繰延税金負債**	**600**
無形固定資産	**247**	**支払承諾**	**8,520**
ソフトウェア	188	**負債の部合計**	**383,791**
リース資産	44	**（純資産の部）**	
その他の無形固定資産	14	**資本金**	**6,636**
支払承諾見返	**8,520**	**資本剰余金**	**472**
貸倒引当金	**△2,803**	資本準備金	472
		利益剰余金	**6,228**
		利益準備金	590
		その他利益剰余金	5,637
		別途積立金	2,072
		繰越利益剰余金	3,565
		自己株式	**△ 43**
		株主資本合計	**13,294**
		その他有価証券評価差額金	**5,500**
		土地再評価差額金	**1,157**
		評価・換算差額等合計	**6,657**
		純資産の部合計	**19,952**
資産の部合計	**403,743**	**負債及び純資産の部合計**	**403,743**

第165期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**8,004**
資金運用収益	**6,252**	
貸出金利息	4,646	
有価証券利息配当金	1,580	
コールローン利息	2	
預け金利息	12	
金利スワップ受入利息	9	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**790**	
受入為替手数料	152	
その他の役務収益	638	
その他業務収益	**257**	
外国為替売買益	0	
国債等債券売却益	257	
その他経常収益	**702**	
償却債権取立益	33	
株式等売却益	554	
その他の経常収益	114	
経常費用		**6,764**
資金調達費用	**603**	
預金利息	517	
借用金利息	29	
社債利息	47	
その他の支払利息	8	
役務取引等費用	**576**	
支払為替手数料	42	
その他の役務費用	534	
その他業務費用	**8**	
国債等債券償還損	5	
国債等債券償却	2	
営業経費	**5,055**	
その他経常費用	**521**	
貸倒引当金繰入額	441	
株式等償却	1	
その他の経常費用	78	
経常利益		**1,239**
特別損失		**303**
固定資産処分損	4	
本店建替損失引当金繰入	298	
税引前当期純利益		**935**
法人税、住民税及び事業税	**302**	
法人税等調整額	**14**	
法人税等合計		**317**
当期純利益		**618**

第165期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,636	472	472	535	2,072	3,164	5,771	△ 42	12,838
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	116	116	－	116
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,636	472	472	535	2,072	3,281	5,888	△ 42	12,954
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 277	△ 277	－	△ 277
利益準備金の積立	－	－	－	55	－	△ 55	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	618	618	－	618
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	55	－	284	340	△ 0	339
当期末残高	6,636	472	472	590	2,072	3,565	6,228	△ 43	13,294

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,886	1,095	3,982	16,820
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	116
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,886	1,095	3,982	16,936
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△ 277
利益準備金の積立	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	618
自己株式の取得	－	－	－	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,613	62	2,675	2,675
当期変動額合計	2,613	62	2,675	3,015
当期末残高	5,500	1,157	6,657	19,952

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については決算日前１ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。

建　物　　定率法を採用し、税法基準の160％の償却率による。
ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160％の償却率による。

動　産　　定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他　　税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160％の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50年

動　産　　２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,648百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 ： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異 ： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により、翌事業年度から損益処理

会計基準変更時差異 ： 15年による按分額を費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(6) 本店建替損失引当金

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積もった建替関連の損失見込額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が180百万円減少し、利益剰余金が116百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ０百万円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

会計上の見積りの変更

（耐用年数の変更）

当行が保有する本店の「建物」については、従来、耐用年数を８年～50年として減価償却を行ってきましたが、平成28年９月に新本店の完成及び、その後本店移転に伴い現本店を解体することを決定したため、移転に伴い不要となる資産の耐用年数を解体予定月までの期間に見直しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は69百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　517百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は907百万円、延滞債権額は10,463百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は９百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,541百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,922百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,107百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。
　為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金９百万円及び有価証券23,709百万円を差し入れております。
　また、その他資産には、保証金7百万円が含まれております。
8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,740百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが43,514百万円あります。
　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
　再評価を行った年月日　　平成10年３月31日
　同法律第３条第３項に定める再評価の方法
　　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号及び４号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
　　同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　2,262百万円
10．有形固定資産の減価償却累計額　4,632百万円
11．有形固定資産の圧縮記帳額　316百万円（当事業年度圧縮記帳額　―百万円）
12．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。
13．社債には、劣後特約付社債1,500百万円が含まれております。
14．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は380百万円であります。
15．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　74百万円
16．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額　2,208百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額　　236百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
　剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
　当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、55百万円であります。

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	35百万円
役務取引等に係る収益総額	0 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	―百万円
その他の取引に係る収益総額	1 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	―百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	―百万円
その他の取引に係る費用総額	80百万円

（株主資本等変動計算書関係）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	18	0	―	18	(注)
合計	18	0	―	18	

（注）普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加179株であります。

（有価証券関係）
　貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。
１．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）
　該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,492	5,783	290
	社債	1,781	1,904	123
	その他	—	—	—
	小計	7,274	7,688	414
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	499	499	—
	小計	499	499	—
合　　計		7,774	8,188	414

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社･子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社･子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社･子法人等株式	516
関連法人等株式	1
合計	517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから､上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,016	3,206	2,809
	債券	65,618	63,470	2,148
	国債	44,606	42,893	1,712
	地方債	2,923	2,834	88
	社債	18,088	17,741	347
	その他	17,822	14,300	3,521
	小計	89,457	80,977	8,479
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	256	287	△ 31
	債券	4,151	4,159	△ 7
	国債	1,394	1,399	△ 5
	地方債	199	199	△ 0
	社債	2,558	2,560	△ 2
	その他	2,016	2,378	△ 361
	小計	6,424	6,826	△ 401
合　　計		95,882	87,803	8,078

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	148
その他	20
合計	168

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,565	410	—
債券	7,383	183	—
国債	5,669	170	—
地方債	—	—	—
社債	1,713	13	—
その他	1,186	217	—
合計	10,135	812	—

7．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

なお、当事業年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却損金不算入額	978百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	744
減価償却費損金算入限度超過額	214
本店建替損失引当金損金算入限度超過額	95
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	79
その他	202
繰延税金資産小計	2,316
評価性引当額	△1,320
繰延税金資産合計	995
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,578
その他	4
繰延税金負債合計	2,582
繰延税金負債の純額	1,587百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.82％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金負債は167百万円減少し、その他有価証券評価差額金は267百万円増加し、法人税等調整額は99百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は62百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	3,589円92銭
１株当たりの当期純利益金額	111円19銭

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当事業年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の期首の１株当たり純資産額が、21円２銭増加し、１株当たり当期純利益金額は２銭減少しております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　1 社

会社名

松江リース株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

② 持分法適用の関連法人等　　1 社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日　　1 社

第165期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	25,987	預金	353,822
買入金銭債権	499	借用金	17,451
有価証券	103,390	社債	1,600
貸出金	258,356	その他負債	1,469
外国為替	5	役員退職慰労引当金	250
リース債権及びリース投資資産	3,580	睡眠預金払戻損失引当金	18
その他資産	1,709	偶発損失引当金	77
有形固定資産	7,060	本店建替損失引当金	298
建物	774	繰延税金負債	1,626
土地	3,918	再評価に係る繰延税金負債	600
リース資産	106	支払承諾	8,520
建設仮勘定	2,030	負債の部合計	385,737
その他の有形固定資産	230	（純資産の部）	
無形固定資産	273	資本金	6,636
ソフトウェア	193	資本剰余金	472
リース資産	20	利益剰余金	6,985
その他の無形固定資産	59	自己株式	△ 43
退職給付に係る資産	118	株主資本合計	14,051
繰延税金資産	66	その他有価証券評価差額金	5,500
支払承諾見返	8,520	土地再評価差額金	1,157
貸倒引当金	△ 3,019	退職給付に係る調整累計額	83
		その他の包括利益累計額合計	6,741
		少数株主持分	18
		純資産の部合計	20,811
資産の部合計	406,548	負債及び純資産の部合計	406,548

第165期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**9,725**
資金運用収益	**6,227**	
貸出金利息	4,628	
有価証券利息配当金	1,573	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	13	
その他の受入利息	10	
役務取引等収益	**790**	
その他業務収益	**257**	
その他経常収益	**2,450**	
償却債権取立益	33	
その他の経常収益	2,416	
経常費用		**8,424**
資金調達費用	**622**	
預金利息	517	
借用金利息	57	
社債利息	48	
役務取引等費用	**576**	
その他業務費用	**8**	
営業経費	**5,083**	
その他経常費用	**2,133**	
貸倒引当金繰入額	440	
その他の経常費用	1,692	
経常利益		**1,301**
特別損失		**303**
固定資産処分損	4	
本店建替損失引当金繰入	298	
税金等調整前当期純利益		**997**
法人税、住民税及び事業税	**315**	
法人税等調整額	**32**	
法人税等合計		**348**
少数株主損益調整前当期純利益		**649**
少数株主利益		**0**
当期純利益		**648**

第165期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,636	472	6,498	△ 42	13,564
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	116	－	116
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,636	472	6,615	△ 42	13,681
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 277	－	△ 277
当期純利益	－	－	648	－	648
自己株式の取得	－	－	－	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	370	△ 0	370
当期末残高	6,636	472	6,985	△ 43	14,051

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,886	1,095	△ 44	3,937	17	17,519
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	116
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,886	1,095	△ 44	3,937	17	17,636
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 277
当期純利益	－	－	－	－	－	648
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,613	62	128	2,803	0	2,804
当期変動額合計	2,613	62	128	2,803	0	3,174
当期末残高	5,500	1,157	83	6,741	18	20,811

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計処理基準に関する事項

（1）商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については連結決算日前１ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

（4）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。

建　物　　定率法を採用し、税法基準の160％の償却率による。
ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160％の償却率による。

動　産　　定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他　　税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160％の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50年

動　産　　２年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,648百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(9) 本店建替損失引当金の計上基準

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積もった建替関連の損失見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により、翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異：15年による按分額を費用処理しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当連結会計年度は当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が180百万円減少し、利益剰余金が116百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ0百万円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

会計上の見積りの変更

（耐用年数の変更）

当行が保有する本店の「建物」については、従来、耐用年数を８年～50年として減価償却を行ってきましたが、平成28年９月に新本店の完成及び、その後本店移転に伴い現本店を解体することを決定したため、移転に伴い不要となる資産の耐用年数を解体予定月までの期間に見直しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は69百万円減少しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）64百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は911百万円、延滞債権額は10,463百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は９百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,541百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,926百万円であります。
　なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,107百万円であります。
7．担保に供している資産は次のとおりであります。
　担保に供している資産
　　リース債権及びリース投資資産　　1,700百万円
　担保資産に対応する債務
　　借用金　　1,706百万円
　　社債に対する債務　　60百万円
　上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金９百万円及び有価証券23,709百万円を差し入れております。
　また、その他資産には、保証金7百万円が含まれております。
8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,440百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが43,214百万円あります。
　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法
　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号及び４号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
　同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　2,262百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　5,436百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　316百万円（当期圧縮記帳額　―百万円）
12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債1,500百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は380百万円であります。
15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　74百万円
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）
　「その他の経常費用」には、株式等償却1百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）
１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	5,576	―	―	5,576	
合計	5,576	―	―	5,576	
自己株式					
普通株式	18	0	―	18	(注)
合計	18	0	―	18	

（注）普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加179株であります。

2．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	138百万円	25円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月11日取締役会	普通株式	138百万円	25円	平成26年9月30日	平成26年12月5日
合　　計		277百万円			

（2）平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　166百万円
②1株当たり配当額　30円
③基準日　平成27年3月31日
④効力発生日　平成27年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、投資信託の販売といった金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うための資金は、預金が中心でありますが、一部借入金や社債による調達も行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に、債券、株式、受益証券等であり、純投資目的のほか、株式の一部は政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有してお

ります。また、借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、一部、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客に対して期限延長選択権を当行が有する仕組預金を設定する一方で、カウンターパーティーとの間で締結するキャンセラブルスワップ取引のみとなっており、株式、債券及び為替関連の取引はございません。なお、本スワップ取引は金融商品会計における「金利スワップの特例処理」の対象取引であり、当該スワップ取引の時価の変動は当行財務に影響を及ぼしません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、内部格付、取引方針及び与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場営業グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び細則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会等において決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで取締役会等に報告しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会等の方針に基づき、取締役会の監督の下、職務権限規程に従い行われております。このうち、市場営業グループでは、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。市場営業グループで保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、運用状況、市場環境等をモニタリングしております。これらの情報はリスク管理室を通じ、取締役会等において定期的に報告されております。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

（ⅲ）デリバティブ取引

デリバティブ取引は、本部職務権限基準を定めた内部規程に基づき取組んでおります。市場営業グループがその取引執行と管理を行い、取引の状況は日々バック部門担当が市場営業グループ担当

役員及びリスク管理室へ、月1回取締役会に報告し、目的外使用、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止する体制としています。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

（iv）市場リスクに係る定量的情報

当行では、保有する金融資産・負債について、内部管理上、VaRを算定し、定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間40日、信頼区分99.0%、観測期間1,200日（平成26年度より240日から1,200日に変更）、コア預金考慮なし）を採用しております。

平成27年3月31日（当期の連結決算日）現在で、当行保有の金融資産・負債の市場リスク量（損失額の推計値）は、金利リスク量が1,635百万円、株リスク量が1,839百万円、全体で2,254百万円（相関考慮後）であります。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどに市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場状況を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1） 現金預け金	25,987	25,987	―
（2） 有価証券			
満期保有目的の債券	7,274	7,688	414
その他有価証券	95,882	95,882	―
（3） 貸出金	258,356		
貸倒引当金（※１）	△2,790		
	255,566	256,486	920
資産計	384,709	386,044	1,334
（1） 預金	353,822	354,212	390
（2） 借用金	17,451	17,457	6
負債計	371,273	371,670	396
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(―)	(―)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は「日本証券業協会」が公表する価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（※1）	150
②　関連会社株式	64
③　組合出資金（※2）	20
合計	234

（※１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	22,290	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	254	368	5,867	637	166	—
その他有価証券のうち満期のあるもの	9,745	9,813	9,089	5,045	38,945	3,250
貸出金（※）	59,632	52,183	32,482	22,923	22,704	60,389
合計	91,923	62,365	47,439	28,606	61,816	63,639

（※）貸出金のうち、延滞が生じている債権2,000百万円、期間の定めのないもの6,439百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（※）	297,751	44,371	11,666	10	13	8
借用金	4,793	7,034	4,622	—	1,000	—
合計	302,545	51,406	16,288	10	1,013	8

（※）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,492	5,783	290
	社債	1,781	1,904	123
	その他	—	—	—
	小計	7,274	7,688	414
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	499	499	—
	小計	499	499	—
合　　計		7,774	8,188	414

3．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,016	3,206	2,809
	債券	65,618	63,470	2,148
	国債	44,606	42,893	1,712
	地方債	2,923	2,834	88
	社債	18,088	17,741	347
	その他	17,822	14,300	3,521
	小計	89,457	80,977	8,479
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	256	287	△ 31
	債券	4,151	4,159	△ 7
	国債	1,394	1,399	△ 5
	地方債	199	199	△ 0
	社債	2,558	2,560	△ 2
	その他	2,016	2,378	△ 361
	小計	6,424	6,826	△ 401
合　　計		95,882	87,803	8,078

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,565	410	―
債券	7,383	183	―
国債	5,669	170	―
地方債	―	―	―
社債	1,713	13	―
その他	1,186	217	―
合計	10,135	812	―

６．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

７．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。
なお、当連結会計年度における減損処理はございません。
また、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合であります。
(1) 株式・受益証券
時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。
(2) 債券
①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。
②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.82％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金資産は６百万円減少し、繰延税金負債は171百万円減少し、その他有価証券評価差額金は267百万円増加し、法人税等調整額は106百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は62百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　3,741円20銭

１株当たりの当期純利益金額　　116円66銭

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の１株当たり純資産額が、21円２銭増加し、１株当たり当期純利益金額は２銭減少しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行
取締役会　御中

平成27年５月11日

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 脇　田　勝　裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桃　原　一　也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社島根銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行
　取締役会　御中

平成27年５月11日

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 脇　田　勝　裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桃　原　一　也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社島根銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第165期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

株式会社島根銀行　監査役会

常勤監査役　濱　田　　寛　㊞

社外監査役　周　藤　　滋　㊞

社外監査役　石　原　明　男　㊞

社外監査役　岡　崎　勝　彦　㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を強く認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら自己資本充実による経営体質の強化を図り、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

さて、当行は平成27年５月20日をもちまして、創業100周年を迎えました。これもひとえに株主の皆さまをはじめ、関係者の皆さま方のご支援、ご指導の賜物と心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆さまに感謝の意を表するとともに、創業100周年を記念いたしまして、次のとおり１株当たり25円の普通配当に加え、５円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当行普通株式１株につき金30円（うち、普通配当25円・記念配当5円）
　総額　166,734,270円
　なお、中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき金55円となります。

３．剰余金の配当が効力を生ずる日
　平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役鈴木良夫氏、小谷栄氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

さらに、当行のガバナンスをさらに強化する観点から、独立性の高い社外取締役を１名加えたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時である平成28年の定時株主総会終結の時までとなります。

新任取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数	当行との特別の利害関係
1	朝山克也 (昭和36年11月10日生)	昭和59年４月　当行入行 平成18年７月　総合企画グループ部長 平成24年７月　浜田支店長（現職）	株 3,185	当行との間に通常の銀行取引があります。
2	金築宏 (昭和34年7月1日生)	昭和58年４月　当行入行 平成17年７月　松江卸団地支店長 平成20年３月　松江駅前支店長 平成22年７月　本店営業部長 平成25年７月　審査管理グループ部長（現職）	425	当行との間に通常の銀行取引があります。
3	多々納道子 (昭和24年4月6日生)	平成７年４月　島根大学教育学部　教授 平成16年４月　島根大学教育学部附属小学校長 平成20年４月　島根大学教育学部附属学校園附属学校部長 平成24年４月　島根大学教育学部現職教育支援センター長 平成24年６月　放送大学島根学習センター客員教員（現職） 平成25年４月　島根大学教育・学生支援機構生涯教育推進センター長 平成27年４月　島根大学名誉教授　（現職） 島根大学教育学部特任教授　（現職） 平成27年５月　松江市教育委員会 委員　（現職）	な　し	な　し

（注）1．多々納道子氏は、社外取締役候補者であります。なお多々納道子氏が選任された場合、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取引所に届け出る予定であります。

2．社外取締役候補者とした理由について

多々納道子氏は長年にわたり島根大学教授として、学内では島根大学教育学部附属小学校長、島根大学教育・学生支援機構生涯教育推進センター長等を歴任され、学外では放送大学島根学習センター客員教員として教育関係の分野に携わっておられ、学識経験者としての豊富な経験・知見を活かして、今後当行の経営に対して独立した立場から有益な助言やご指摘をいただけることを期待して社外取締役候補者とするものです。同氏につきましては直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開催の時をもって、平成26年６月27日開催の第164期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役竹原信彦氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役濱田寛氏の補欠として、あらためて補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数	当行との特別の利害関係
たけ　はら　のぶ　ひこ 竹　原　信　彦 （昭和37年11月28日生）	昭和61年４月　当行入行 平成15年４月　人事財務グループ　次長 平成17年11月　業務管理グループ　次長 平成21年７月　業務管理グループ　部長 平成26年７月　業務監査室長（現職）	株 1,515	当行との間に通常の銀行取引があります。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任される鈴木良夫氏と小谷栄氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を当行における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、方法、及び時期などは、取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
すず　き　よし　お 鈴　木　良　夫	平成18年６月　取締役本店営業部長　就任 平成20年７月　取締役出雲支店長　就任 平成22年６月　常務取締役　就任 現在に至る
こ　たに　　さかえ 小　谷　　栄	平成16年６月　常勤監査役　就任 平成24年６月　常務取締役　就任 現在に至る

以上

MEMO

MEMO

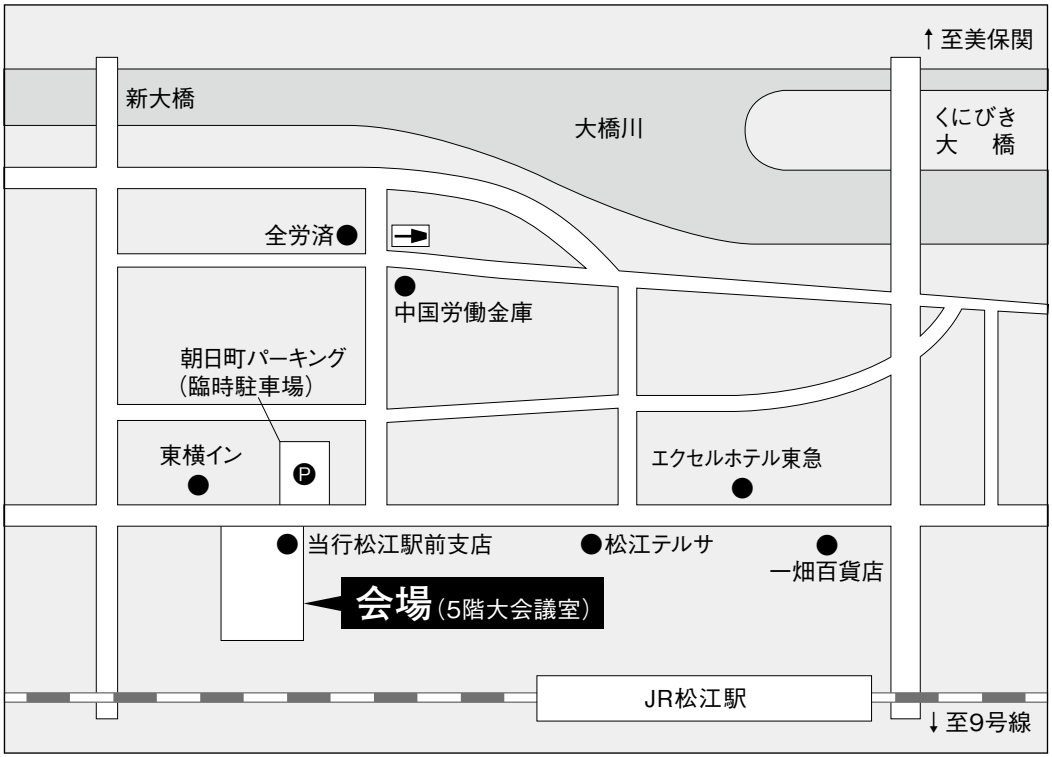
会場ご案内略図

当行　松江駅前支店

(5 階大会議室)

〒 690-0003　島根県松江市朝日町 485 番地 8

■ JR 松江駅より徒歩 3 分■



※新本店建設中につき、臨時駐車場として朝日町パーキングをご利用ください。